

平成18年度予算概算要求の
重点事項に関する
事業評価結果報告書

平成17年8月
国家公安委員会・警察庁

目次

1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

- ・ 「地域安全安心ステーション」モデル事業（生活安全企画課）・・・ 1
- ・ 広域知能犯罪捜査のための資機材の整備（捜査第二課）・・・ 3

(2) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進

- ・ 不正アクセス取締関係資機材の最新化（情報技術犯罪対策課）・・・ 5

(3) 被害者対策の推進

- ・ 被害者対策の推進（給与厚生課）・・・ 7

(4) 科学技術の活用による警察活動の強化

- ・ DNA型鑑定の強化（犯罪鑑識官）・・・ 9

2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進

- ・ 組織窃盗対策用装備資機材の整備（捜査第一課）・・・ 11
- ・ 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進（企画分析課）・・・ 13

3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化

- ・ N B C テロ対応専門部隊等の充実強化（警備課）・・・ 15
- ・ 大規模災害対処能力の充実強化（警備課）・・・ 17
- ・ 不法滞在者対策用装備品の整備（外事課）・・・ 19
- ・ 警察移動通信システムの整備（通信施設課）・・・ 21

4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進

- ・ 車間距離不保持違反取締装置の整備（交通企画課）・・・ 23
- ・ 特定交通安全施設等整備事業の推進（交通規制課）・・・ 26

政策の名称	<p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (1) 安全・安心なまちづくりの推進 ・「地域安全安心ステーション」モデル事業</p>
政策の内容	<p>全国200地区を選定し、防犯パトロール等地域の安全と安心の確保のため住民等が自主的に行う活動に必要な腕章、Tシャツ、懐中電灯等の物品の整備等の支援を行う。</p>
政策の目標 (成果目標)	<p>モデル事業地区の住民の防犯意識及び連帯意識の向上を図り、地域住民やボランティア団体による自主防犯活動を活性化させる。</p>
必要性	<p>【公益性】 平成16年中の刑法犯認知件数は256万2,767件と、10年前より80万件近く増加している。特に、街頭犯罪や侵入犯罪といった国民の身近で発生する犯罪が多発しており、16年中は街頭犯罪及び侵入犯罪が刑法犯認知件数の62.7%を占めた。一方、同年の刑法犯検挙率は26.1%であった。 こうした中、本事業は、自主防犯活動の拠点・基盤となる「地域安全安心ステーション」を整備し、地域住民等が取り組む自主防犯活動を支援・活性化し、犯罪の発生を抑止するものであり、公益性は極めて高い。</p> <p>【官民の役割分担】 地域住民等が防犯パトロール等を行い、国がそれに必要な物品の整備等の支援を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国は、事業の実施に必要な経費を支弁する。都道府県警察は、地域住民等が行う防犯パトロール等に協力する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 本政策は、国が民間活動の支援を行うものである。</p> <p>【緊急性の有無】 上記情勢にかんがみると、地域住民等が、良好な治安は警察のパトロールや犯罪の取締りのみによって保たれるものではないことを認識し、自主防犯活動に取り組み、自ら犯罪の発生を抑止することが重要である。先般決定された「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(17年6月犯罪対策閣僚会議決定)では、政府が当面重点的に推進すべき施策として自主防犯活動の支援が明示され、その具体的事業として本事業が取り上げられた。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 犯罪情勢は厳しく、廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 全国で200地区を選定し、地域住民等の自主防犯活動を支援する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 17年度からの新規政策であり、現時点では、効果は把握できない。</p> <p>【今後見込まれる効果】 自主防犯活動が促進され、モデル事業地区内の地域住民の防犯意識及び連帯意識の向上並びに犯罪の減少が見込まれる。</p> <p>【効果の把握の手法】 事後に意識調査を行い、自主防犯活動の効果、不参加者の関心の度合い等を検証する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本事業開始後から順次効果が見込まれる。</p>

予算額	【前年度予算額】 229,436千円（うち補助金52,481千円） 【平成18年度要求額】 128,953千円（うち補助金61,366千円）		
効率性	【代替的手段の有無】 地域住民等による自主防犯活動の活性化は、地域の安全と安心の確保のために必要不可欠なものであり、他の手段で代替できるものではない。 【他の事業との連携】 地域の自主防災活動を支援する「地域安心安全ステーション整備モデル事業」（総務省）と連携している。 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係についての定量的な分析は困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	生活安全企画課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (1) 安全・安心なまちづくりの推進 ・ 広域知能犯罪捜査のための資機材の整備
政策の内容	広域知能犯罪の捜査に用いる映像・通話履歴等解析システム、視察用高感度ビデオカメラ等の資機材を整備する。
政策の目標 (成果目標)	早期に被疑者グループを割り出し、早期検挙と被害拡大防止を図る。
必要性	<p>【公益性】 広域にわたり敢行される振り込め詐欺や通貨偽造等が多発し、平成14年以降知能犯の認知件数は急増、16年中は9万9,258件と13年より4万6,251件(87.3%)増加した。16年中の振り込め詐欺の認知件数は2万5,667件、被害総額は約284億円に上る。また、16年の通貨偽造犯罪の認知件数は7,675件と、13年より6,030件(366.6%)増加した。 これらの広域知能犯罪は、平穏な国民生活や健全な経済活動を脅かしており、その捜査の公益性は極めて高い。</p> <p>【官民の役割分担】 警察が捜査を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 上記の事情から、捜査活動に用いる有効な資機材を緊急に整備する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 広域知能犯罪による被害は依然深刻で、廃止、休止はできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 資機材を有効に活用し、被疑者グループを早期に割り出すための捜査を効果的に実施する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 17年度からの新規政策であり、資機材が未整備であるため、効果は把握できない。</p> <p>【今後見込まれる効果】 広域知能犯罪の早期検挙及び被害の拡大防止が見込まれる。</p> <p>【効果の把握の手法】 広域知能犯罪の検挙状況等を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>
予算額	<p>【前年度予算額】 104,310千円</p> <p>【平成18年度要求額】 56,301千円(うち補助金2,210千円)</p>

効率性	<p>【代替的手段の有無】 内偵捜査等を効果的に行い、被疑者グループを早期に把握するためには、資機材の整備が必要不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	捜査第二課	評価実施時期	平成17年 8 月

政策の名称	<p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (2) サイバー犯罪・サイバーテロ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス取締関係資機材の最新化
政策の内容	不正アクセス事件の捜索や検証の現場で証拠品を保全するために用いるノート型パソコン、ハードディスク、デュプリケータ(ハードディスクの複製を行うもの)を整備する。
政策の目標 (成果目標)	不正アクセス事犯の取締りを効果的に推進し、国民が安全にインターネットを利用できるようにする。
必要性	<p>【公益性】 近年、インターネットの普及等に伴い、サイバー犯罪が急増し、その手口も高度化している。特に、不正アクセスによるウェブサイトの改ざん、他人のID・パスワードを盗用したなりすましによる詐欺、脅迫等が深刻化している。これらを検挙してインターネットを安全に利用できるようにすることには、高い公益性が認められる。</p> <p>【官民の役割分担】 警察が捜査を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 上記のとおり、不正アクセス事犯の被害は増加している。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記情勢からみて、本政策を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 資機材を活用して効果的に不正アクセス事犯の取締りを行う。</p> <p>【これまでに達成された効果】 17年度からの新規政策であり、資機材が未整備であるため、効果は把握できない。</p> <p>【今後見込まれる効果】 新技術を悪用した事犯の取締りを容易に行うことができるようになる。これまで膨大な時間を要していた検証を短時間で処理できるようになる。</p> <p>【効果の把握の手法】 当該資機材を使用した不正アクセス事犯の検挙状況を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>
予算額	<p>【前年度予算額】 62,046千円</p> <p>【平成18年度要求額】 89,613千円</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 犯罪技術の高度化に対応する必要性があり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】</p>

	なし 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	情報技術犯罪対策課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	<p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (3) 被害者対策の推進 ・ 被害者対策の推進</p>
政策の内容	<p>犯罪被害者等の視点に立ったきめ細かな支援をするため、 ・ 重傷病給付金制度の充実と親族間犯罪の被害者に対する支給拡大の制度改正 ・ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担 ・ 「被害者対策用車両」の増強配備等の施策を推進するもの。</p>
政策の目標 (成果目標)	<p>犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図る。</p>
必要性	<p>【公益性】 犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加え、様々な二次的被害を受ける場合があることが、近年、社会に広く認識されるようになった。 17年4月に施行された犯罪被害者等基本法では、国は、被害者のための施策を総合的に策定・実施する責務を有する旨規定されており、被害の回復・軽減、再発防止等の総合的な被害者支援を推進する必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 犯罪によって個人の権利や自由が侵害されることを防ぐとともに、侵害された状況を改善していくことは、警察の責務である。 犯罪被害者等給付金は、国が支給するものである。</p> <p>【国と地方の役割分担】 犯罪被害者等基本法では、国は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定・実施する責務を有し、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する旨規定されている。 また、国は、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に基づき、犯罪被害者等に対し、都道府県公安委員会による裁定を経て、犯罪被害者等給付金を支給する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 捜査と一体となって行われる事務を、民間に行わせることはできない。 各種の被害者支援を行う民間団体はあるが、ボランティアであり、行政事務のすべてをそれに委ねることはできない。</p> <p>【緊急性の有無】 犯罪被害者等の精神的被害は深刻である。また、二次的被害の防止及び捜査への協力確保は重要である。このように、被害者対策は継続的に行われるべきものであり、かつ、その充実が急務である。 特に、犯罪被害者等基本法の施行に適切に対応するためには、犯罪被害者等給付制度の内容を充実することが不可欠である。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記のとおり、被害者対策は継続的に行われるべきものである。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 犯罪被害者等給付金の適正な支給、性犯罪被害者等への緊急避妊経費等の負担等により、被害者対策の一層の効果的推進を図る。</p> <p>【これまでに達成された効果】</p>

	<p>多くの犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減が図られている。</p> <p>【今後見込まれる効果】 被害者支援の効果的な実施及び犯罪被害給付制度の適正な運用により、犯罪被害者等の精神的、経済的負担が軽減される。</p> <p>【効果の把握の手法】 個別の事案における被害者支援の実施状況及び犯罪被害給付制度の運用状況を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 本政策の開始後から順次効果が見込まれる。</p>		
予算額	<p>【前年度予算額】 1,850,275千円 (うち犯罪被害給付金 1,589,356千円) (うち補助金 260,919千円)</p> <p>【平成18年度要求額】 1,996,407千円 (うち犯罪被害給付金 1,510,634千円) (うち補助金 485,773千円)</p>		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 なし</p> <p>【他の事業との連携】 犯罪被害者等のニーズは生活支援を始め多岐にわたり、また、精神的被害の回復には長期的かつ専門的な対応を必要とする場合があることから、犯罪被害者等早期援助団体や民間相談員の行うカウンセリング等の被害者支援と連携している。</p> <p>また、国の犯罪被害者対策関係省庁連絡会議や都道府県ごとの被害者支援連絡協議会を通じ、関係機関の行う被害者支援と連携している。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	給与厚生課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	<p>1 厳しさを増す犯罪情勢に対応するための総合対策の推進 (4) 科学技術の活用による警察活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DNA型鑑定の強化
政策の内容	<p>次のDNA型鑑定資機材等の増強・更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フラグメントアナライザー（同時に16資料を分析できる自動解析装置） ・ PCR装置（遺伝子を短時間で増幅できる装置）
政策の目標 （成果目標）	<p>DNA型鑑定資機材等を増強し、DNA型鑑定が活用される体制を確立することにより、これまで以上に効果的・効率的な捜査を行い、より多くの犯罪を検挙する。</p>
必要性	<p>【公益性】 近年、犯罪情勢は深刻化し、より効果的・効率的に捜査を行うことが必要となっている。また、否認事件のように、供述証拠に頼れない事件が増加している。さらに、裁判員制度が導入され、一般市民にも分かりやすく犯罪を立証することが必要となる。よって、DNA型鑑定による客観的な立証措置を強化する必要がある。</p> <p>【官民の役割分担】 外部機関に鑑定囑託することもあるが、ほとんどの場合、捜査活動との連携、捜査情報の秘匿等の観点から、警察がDNA型鑑定を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 上記のとおり。</p> <p>【緊急性の有無】 鑑定の需要に体制が追い付いていない状況にあり、資機材の増強は急務である。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 犯罪情勢は依然として厳しく、DNA型鑑定の需要はますます高まっており、これを廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 都道府県警察のDNA型鑑定資機材等を増強するとともに、その活用について必要な指導・助言を行う。</p> <p>【これまでに達成された効果】 17年上半期の鑑定件数は2,337件と、16年中の鑑定件数2,317件を上回っている。</p> <p>【今後見込まれる効果】 より多くの捜査にDNA型鑑定が利用され、従来以上に効果的・効率的な犯罪捜査が行われることが見込まれる。</p> <p>【効果の把握の手法】 鑑定件数の推移及び活用事例を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>
予算額	<p>【前年度予算額】 734,940千円</p>

	【平成18年度要求額】 863,191千円		
効率性	【代替的手段の有無】 DNA型鑑定よりも高い精度で現場遺留資料から個人識別を行う方法はない。 【他の事業との連携】 なし 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	犯罪鑑識官	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進 ・ 組織窃盗対策用装備資機材の整備
政策の内容	近年、来日外国人犯罪組織や暴力団による組織的かつ広域にわたる窃盗事件が多発していることから、組織窃盗対策を支援する画像監視システムを整備する。
政策の目標 (成果目標)	組織窃盗に関連する事犯の捜査を強化し、犯罪組織を壊滅させる。
必要性	<p>【公益性】 近年、侵入窃盗、自動車盗等が多発し、これに外国人犯罪組織や暴力団等が関与する場合も多いが、これらを検挙する公益性は極めて高い。</p> <p>【官民の役割分担】 警察が捜査を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 上記のとおり、組織窃盗対策は急務である。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 組織窃盗による被害は甚大であり、廃止、休止はできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 資機材を活用した捜査を強化する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 16年度に本資機材が33県に整備され、犯罪組織の実態解明に活用されているが、その壊滅には時間を要する。</p> <p>【今後見込まれる効果】 犯罪組織の実態解明を効率的に行い、その壊滅に向けて首謀者等の組織中枢を含む多数の被疑者を検挙できる。</p> <p>【効果の把握の手法】 組織窃盗事犯の検挙状況等を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>
予算額	<p>【前年度予算額】 28,760千円</p> <p>【平成18年度要求額】 25,225千円</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 密行して活動する窃盗組織の内偵捜査等に、これらの資機材は不可欠である。</p> <p>【他の事業との連携】 なし</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	捜査第一課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	2 深刻化する組織犯罪への抜本的な対策の推進 ・ 繁華街における組織犯罪集中取締り対策の推進
政策の内容	治安に深刻な影響を与えている暴力団、薬物密売組織、来日外国人犯罪組織等の犯罪組織に打撃を与えるため、その活動拠点、情報交換場所等が多数存在する繁華街での捜査に従事する専従部隊が使用する装備資機材を整備することで、犯罪組織に関する情報収集、収集した情報の分析による組織犯罪の実態解明、分析結果に基づく戦略的・集中的な取締りを行う。 具体的には、犯罪組織の活動実態を監視するための監視システム、捜査用車両等を整備する。
政策の目標 (成果目標)	繁華街の犯罪組織を弱体化させ、壊滅する。
必要性	<p>【公益性】 組織犯罪は国民生活や経済活動等に多大な悪影響を及ぼしており、その活動拠点となっている繁華街の警察活動を強化することは、極めて公益性が高い。</p> <p>【官民の役割分担】 警察が犯罪組織の実態解明と捜査を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 平成17年6月に開催された犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」及び「都市再生プロジェクト防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」が決定され、治安回復等を通じて全国的に魅力ある繁華街を再生することが宣言されたことから、早急に対策を講じる必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 組織犯罪は深刻化しており、廃止、休止はできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 繁華街で捜査に従事する専従部隊が使用する装備資機材を整備し、犯罪組織の実態解明と検挙を行う。</p> <p>【これまでに達成された効果】 17年度からの新規政策であり、装備資機材が未整備であるため、効果は把握できない。</p> <p>【今後見込まれる効果】 専従部隊による情報収集と分析、これに基づく事件の摘発により、犯罪組織に大きな打撃を与えることが期待できる。</p> <p>【効果の把握の手法】 組織犯罪の検挙状況等を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>
予算額	【前年度予算額】 300,895千円(うち補助金 9,781千円)

	【平成18年度要求額】 184,873千円（うち補助金 10,062千円）		
効率性	【代替的手段の有無】 犯罪組織の実態解明と事件検挙に本装備資機材の整備は不可欠である。 【他の事業との連携】 なし 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	企画分析課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	<p>3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N B C テロ対応専門部隊等の充実強化
政策の内容	<p>N B C テロ対応専門部隊の体制強化や警察署の装備資機材の増強を図る。具体的には、被害者の救出、撒布された生物剤・化学剤の検知・回収等の初動対処能力の強化に資する化学防護服、検知器等を整備する。</p>
政策の目標 (成果目標)	<p>核物質・生物剤・化学剤を使用したN B C テロ発生時の初動対処態勢を強化し、被害の拡大を防止する。</p>
必要性	<p>【公益性】 平成7年3月の地下鉄サリン事件以降、13年の米国における炭疽菌事件を始め生物剤・化学剤を用いたテロ又はその容疑事案が世界各地で相次いでおり、その脅威は高い。また、昨年、国民保護法制が整備され、武力攻撃事態等が発生した際には、警察が避難住民の誘導、被災者の救助、災害への対処等の措置を講じることとされた。 こうした情勢からN B C テロへの対処態勢を強化する必要があり、国民をN B C テロから守る本政策は高い公益性を有する。</p> <p>【官民の役割分担】 警察がテロ対策を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 13年9月には米国における同時多発テロ事件が、本年7月には英国における同時多発テロ事件が発生した。また、我が国はオサマ・ビンラディンのものとされる声明等において、テロの標的として繰り返し名指しされ、現に、アル・カーイダ関係者が国内に潜伏していた事実も判明している。このように、テロの脅威は高まっており、N B C テロへの対処態勢を強化することは喫緊の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記情勢にかんがみると、廃止、休止はできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 N B C テロ対応専門部隊や警察署の装備資機材を活用して、N B C テロへの迅速的確な対処を図る。</p> <p>【これまでに達成された効果】 13年の米国における炭疽菌事件以降、これを模倣したと思われる白い粉末を郵送するなどの事案が全国で2,600件以上発生しているが、N B C テロ対応専門部隊等が迅速的確に対処している。 また、14年に神奈川県寒川町の旧日本海軍工廠跡地から真正のマスタードガス等が発見された事案でも、N B C テロ対応専門部隊が現場周辺の検知活動等を行い、付近住民の安全を確保した。 このほか、鉄道車両内やビル内における異臭事案のようにN B C テロの疑いのある事案が発生した際にも、同様に対処している。</p> <p>【今後見込まれる効果】 N B C テロ発生時において、被害者の救出、撒布された生物剤・化学剤の検知・回収、付近住民の避難誘導等の初動対処能力が更に強化される。</p> <p>【効果の把握の手法】</p>

	<p>NBCテロ対応専門部隊等の活動状況を把握する。 【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>		
予算額	<p>【前年度予算額】 433,974千円 【平成18年度要求額】 266,612千円</p>		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 NBCテロへの対処は、装備資機材を備えた警察の部隊が当たることが不可欠であることから、本政策の代替的手段はない。 【他の事業との連携】 なし 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	警備課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	<p>3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害対処能力の充実強化
政策の内容	<p>広域緊急援助隊の救出救助能力、情報収集能力等の向上に資するための</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生存者探索システム ・ ジェットランス（酸素溶断機） <p>等を整備する。</p>
政策の目標 （成果目標）	<p>広域緊急援助隊各隊単位に所要の装備資機材を整備することにより、救出救助活動等の災害警備活動を迅速的確に実施するための態勢を確立し、大規模災害の発生時において国民の生命・身体を保護する。</p>
必要性	<p>【公益性】 阪神・淡路大震災以降も全国で大地震が多数発生しているが、特に、新潟県中越地震は、阪神・淡路大震災後初めて震度7を記録した大地震であり、死者46人、負傷者約4,800人、倒壊家屋約1万6,000戸余に及ぶ被害をもたらした。 同地震の際には、広域緊急援助隊等延べ約1万4,000人を始めとする多数の警察官等が投入され、救出救助活動その他様々な警察活動が長期にわたって行われたが、夜間孤立した山間部における情報収集能力、危険な現場における救出救助能力等の強化を図る必要性が認められた。 また、「平成18年度防災対策の重点」（17年7月中央防災会議決定）において、「大規模災害発生に備えて広域応援体制の強化、充実を図る」こととされていること等を踏まえると、引き続き、広域緊急援助隊の充実を図る必要があり、本政策は高い公益性を有する。</p> <p>【官民の役割分担】 大規模災害発生時、警察が被災者の救出救助活動や住民の避難誘導を行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が装備資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 甚大な人的・物的被害が生じる大規模災害に備え、緊急に本政策を実施する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 全国で大地震が多数発生しているので、本政策を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 広域緊急援助隊に整備された装備資機材を活用して、大規模災害発生時における迅速的確な救出救助活動等の災害警備活動を実施する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 新規政策であるため、効果は把握できない。</p> <p>【今後見込まれる効果】 被災地域の国民の生命・身体の保護が図られ、災害に伴う死傷者の減少等の効果が見込まれる。</p> <p>【効果の把握の手法】 大規模災害発生時における広域緊急援助隊の活動状況を把握する。</p>

	【効果の発現が見込まれる時期】 装備資機材の整備後から順次効果が見込まれる。		
予算額	【平成18年度要求額】 179,862千円		
効率性	【代替的手段の有無】 大規模災害発生時には、二次災害の危険性があるなどの困難な状況の下で、迅速的確に救出救助活動等を行うことが要求されるため、特別の装備資機材を配備した広域緊急援助隊による対処が必要不可欠であり、本政策の代替的手段はない。 【他の事業との連携】 なし 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	新規に概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	警備課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 ・ 不法滞在者対策用装備品の整備
政策の内容	現場で偽変造旅券の識別を行うための可搬式偽変造旅券判定機等を整備する。
政策の目標 (成果目標)	現場における偽変造旅券を識別する能力の向上を図ることにより、偽変造旅券を所持する者を効率的に検挙するとともに、旅券偽造組織の実態を解明し、不法滞在者数の減少を図る。
必要性	<p>【公益性】 来日外国人による凶悪犯、侵入窃盗犯の検挙人員に占める不法滞在者の割合は高く、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）でも、多数の不法滞在者の存在が犯罪の温床になっている旨が指摘されている。また、偽変造旅券等を用いた不法入国事件が増加する傾向にある。</p> <p>他方、13年9月の米国における同時多発テロ事件以降、我が国はオサマ・ビンラディンのものとされる声明等においてテロの標的として繰り返し名指しされ、現にアル・カーイダ関係者が国内に潜伏していた事実も判明し、さらに、本年7月には英国で同時多発テロ事件が発生するなど、テロの脅威は高まっている。</p> <p>こうした中、国際テロリストを含む不法入国者・不法滞在者の取締りを強化することには、極めて高い公益性が認められる。</p> <p>【官民の役割分担】 警察が国際テロリストを含む不法入国者・不法滞在者の取締りを行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 上記事情により、偽変造旅券対策等のための資機材の整備は緊急の課題である。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記事情にかんがみると、廃止、休止はできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 本資機材を活用して、偽変造旅券を用いた不法入国者・不法滞在者の取締りを強化する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 15年度及び16年度に本資機材が警視庁等の5都府県警察に整備され、取締り現場で偽変造旅券であるかどうかの判断が迅速にできるようになったほか、偽造旅券のデータの蓄積が可能となった。</p> <p>【今後見込まれる効果】 不法滞在事犯の多い都道府県警察に本資機材を整備することにより、偽変造旅券を所持し、正規滞在を装っている不法滞在者の検挙が更に容易となり、また、国際テロリスト等の不法入国者の取締りに資する。</p> <p>【効果の把握の手法】 偽変造旅券を用いた出入国管理及び難民認定法違反事件の検挙状況等を把握する。</p>

	【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。		
予算額	【前年度予算額】 39,432千円 【平成18年度要求額】 46,481千円		
効率性	【代替的手段の有無】 警察官の目視による観察だけで偽変造旅券であるかどうかを判断することは困難であり、代替的手段はない。 【他の事業との連携】 なし。 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	外事課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	3 テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 ・ 警察移動通信システムの整備
政策の内容	都道府県警察本部の通信指令室を中心に、警察署、パトカー、白バイ、船舶、ヘリコプター等の間で通信を行う警察移動通信システムを、より高度なものに更新する。
政策の目標 (成果目標)	警察移動通信システムの暗号強度の向上、データ伝送の円滑化、通信可能な範囲の拡大を図ることにより、警察活動を一層円滑なものとする。
必要性	<p>【公益性】 各種の警察活動に幅広く用いられる無線通信を高度化するものであり、公益性は極めて高い。</p> <p>【官民の役割分担】 警察が各種の活動にこのシステムを用いる。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 現行の警察移動通信システムは、整備後20年以上が経過し、老朽化が著しいことから、障害や傍受事案の発生の危険性が高まっている。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 各種の警察活動に不可欠なシステムであり、継続整備が必要である。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 現行の警察移動通信システムを更新する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 これまでに29都府県警察に新システムを整備し、防ちよう機能が強化された。また、無線照会時に回答が得られるまでの最大所要時間が30秒から1分程度になるなど、データ伝送が円滑になった。さらに、平成15年度に運用を開始した11府県警察では、通信可能な範囲が87.8%から92.8%に拡大した。</p> <p>【今後見込まれる効果】 暗号強度の向上による傍受の防止、データ伝送の円滑化、通信可能な範囲の拡大が見込まれる。</p> <p>【効果の把握の手法】 データ伝送時間の短縮状況や通信可能な範囲の拡大状況等を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 整備・運用開始後から順次効果が見込まれる。</p>
予算額	<p>【前年度予算額】 12,049,712千円</p> <p>【平成18年度要求額】 14,303,560千円</p>
効率性	<p>【代替的手段の有無】 テロ、災害の発生時等にも途絶しない通信手段を確保するためには、自営による移動通信システムを整備する必要があり、代替的手段はない。</p>

	【他の事業との連携】 なし 【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	通信施設課	評価実施時期	平成17年8月

政策の名称	4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 車間距離不保持違反取締装置の整備
政策の内容	交通事故を抑止するための車間距離不保持違反取締装置を整備する。
政策の目標 (成果目標)	車間距離不保持違反車両に対する取締りを強化し、高速道路における交通事故の抑止を図る。
必要性	<p>【公益性】 高速道路の交通事故の6割以上は追突事故であり、その原因は、速度超過、前方不注視のほか、車間距離不保持が多い。 しかし、車間距離不保持違反等の取締りでは、車間距離の測定を、車線境界線(白色破線)の長さを基にした目視により行っており、これをより確実かつ容易に行えるようにする必要がある。 この装置を全国に整備して取締りを強化することには、極めて高い公益性が認められる。</p> <p>【官民の役割分担】 警察がこの装置を用いて交通違反の取締りを行う。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用を負担し、都道府県警察が資機材を活用する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 不可</p> <p>【緊急性の有無】 高速道路における交通事故の発生件数は年間1万4,000件弱で推移しており、24年までに年間の交通死者数を5,000人以下にするという政府目標を実現するためには、緊急に交通違反の取締りを強化する必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記事情により、廃止、休止はできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 本装置を47都道府県に計画的に整備する。</p> <p>【これまでに達成された効果】 16年中の本装置を活用した交通違反の検挙件数は483件であった。同年中の高速道路における交通事故のうち車間距離不保持違反によるものは、前年より134件、20%減少した。</p> <p>【今後見込まれる効果】 危険性の高い車間距離不保持とそれに起因する交通事故を抑止する効果が期待できる。</p> <p>【効果の把握の手法】 本装置を活用した高速道路における車間距離不保持違反の検挙件数及び同違反に起因する交通事故の発生件数を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 検察庁との協議及び担当警察官の装置取扱いの習熟に一定の期間を必要とするため、整備からおおむね1年が経過した後に効果が発現することが見込まれる。</p>
予算額	<p>【前年度予算額】 62,594千円</p> <p>【平成18年度要求額】</p>

	59,064千円		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 目視による取締りには高度な技術と経験が必要とされることから、車間距離を正確に測定し、違反場所を特定するなど証拠資料の確保に優れた本装置の導入は不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 なし</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 効果とコストとの関係について定量的な分析を行うことは困難である。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	なし		
評価の結果	既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。		
その他			
政策所管課	交通企画課	評価実施時期	平成17年8月

高速道路における事故類型別交通事故発生状況

(単位:件)

事故類型	年	12年	13年	14年	15年	16年	
							構成率
人対車両		156	178	160	137	135	1.0%
車両相互		11,848	12,237	11,630	11,625	11,543	83.7%
	追突	9,352	9,685	9,181	9,017	9,054	65.6%
	その他	2,496	2,552	2,449	2,608	2,489	18.0%
車両単独		2,321	2,311	2,293	2,230	2,119	15.4%
合計		14,325	14,726	14,083	13,992	13,797	100.0%

高速道路における交通違反取締り状況

(単位:件)

違反区分	年	12年	13年	14年	15年	16年	
							構成率
速度超過		368,620	372,004	401,993	423,002	438,163	71.9%
通行帯		74,631	65,020	57,007	64,918	74,963	12.3%
車間距離		20,684	17,921	16,105	16,556	18,518	3.0%
過積載		9,478	7,462	6,770	5,868	4,664	0.8%
その他		76,218	73,952	68,409	69,887	72,803	12.0%
合計		549,631	536,359	550,284	580,231	609,111	100.0%

(注):点数告知違反を除く

政策の名称	4 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・ 特定交通安全施設等整備事業の推進
政策の内容	交通事故の防止、交通の円滑化に資する ・ 信号機の高度化（集中制御化、多現示化等） ・ 交通管制センターの高度化 等の特定交通安全施設等整備事業を推進する。
政策の目標 （成果目標）	「社会資本整備重点計画」（平成15年10月10日閣議決定）において、15年から19年までの5か年で達成すべき成果目標が掲げられており、このうち、信号機の高度化等に係るものは次のとおりである。 死傷事故...約4万4,000件抑止 運輸部門における二酸化炭素排出削減量...約70万t-CO ₂ 信号制御高度化で短縮される交差点等の通過時間...約3.2億人時間
必要性	<p>【公益性】 交通事故の被害及び交通渋滞による社会的損失は甚大であり、本事業の推進により「社会資本整備重点計画」（15年10月10日閣議決定）に掲げられた成果目標を達成することの公益性は極めて高い。</p> <p>【官民の役割分担】 上記の特定交通安全施設等整備事業は、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」（昭和41年法律第45号）に基づき、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、警察等が行うこととされている。</p> <p>【国と地方の役割分担】 国が必要な費用の一部を補助し、都道府県警察が施設等を整備する。</p> <p>【民営化・外部委託の可否】 交通の規制は違反者に罰則が適用される権力的な行政行為であるため、民営化・外部委託はできない。</p> <p>【緊急性の有無】 16年中の交通事故死者数は7,358人と非常に多い。また、死傷事故の発生件数は約95万件と10年前より31%増加し、負傷者数は約118万人と10年前より34%増加し、いずれも過去最多となった。 他方、道路の混雑度（交通量/交通容量）の水準は依然として高く、東京、大阪等の一般道路の平均速度はわずか20km/h前後である。交通渋滞による経済損失は、年間約12兆円、国民一人当たり約9万円に達すると試算されている（国土交通省「全国道路交通情勢調査」）。 さらに、排気ガス及び自動車騒音に係る環境基準の達成率は依然として低く、地球温暖化を招く二酸化炭素の排出量も、運輸部門のうち自動車交通に起因するものが約9割を占める（「平成15年度国土交通白書」）。 これに対し、自動車保有台数、自動車走行キロ、運転免許人口等は増加を続けており、緊急に有効な対策を講じる必要がある。</p> <p>【他の類似政策】 なし</p> <p>【社会情勢の変化を受けた、廃止、休止の可否】 上記のとおり、道路交通情勢は深刻であり、また、24年までに交通事故死者数を5,000人以下にするとの政府目標が示されていることから、本政策を廃止、休止することはできない。</p>
達成効果等	<p>【目標を達成するための手段】 信号機、標識等の交通安全施設等の新設・改良を行う。</p> <p>【これまでに達成された効果】</p>

	<p>15年度及び16年度に整備した交通安全施設等の一部により得られた効果は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死傷事故の抑止効果...約1万8,000件（金額換算 約570億円） ・ 交通円滑化効果...約1億人時間（金額換算 約2,160億円） ・ 二酸化炭素排出量の削減効果...約19万t - CO₂ <p>と試算されている。</p> <p>【今後見込まれる効果】 18年度予算による交通安全施設等の整備により、死傷事故の抑止等に関して上記同様の効果が見込まれる。</p> <p>【効果の把握の手法】 事業項目ごとに整備箇所を抽出の上、事業実施前後の死傷事故及び交通渋滞の発生状況等を比較分析した上、算出した死傷事故の抑止効果、交通円滑化効果等に基づいて効果を把握する。</p> <p>【効果の発現が見込まれる時期】 事業実施直後から効果が発現すると見込まれる。</p>		
予算額	<p>【前年度予算額】 16,337,136千円（補助金）</p> <p>【平成18年度要求額】 19,199,143千円（補助金）</p>		
効率性	<p>【代替的手段の有無】 警察官が交差点等で交通規制、交通整理、交通指導取締り等を行うことも考えられるが、上記同様の効果を上げることは不可能であるため、交通安全施設等の整備が不可欠であり、代替的手段はない。</p> <p>【他の事業との連携】 道路管理者が行う交差点改良等の施策と連携している。</p> <p>【効果とコストとの関係についての分析】 15年度及び16年度の予算額（事業費）の合計は約680億円であるが、その一部による経済便益は約2,700億円に達しており、2年間で整備費の少なくとも約4倍の投資効果が発生する。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	<p>学識経験者等から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」（委員長：大藏泉横浜国立大学教授）が、事業実施前後の死傷事故及び交通渋滞の発生状況等を比較の上算出した死傷事故の抑止効果等に関する分析結果を活用している。</p>		
評価の結果	<p>既存政策を継続し、これを反映した概算要求を行う。</p>		
その他			
政策評価担当課	交通規制課	評価実施時期	平成17年8月

主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
・集中制御化	車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。
・高速走行抑止システム	高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。
・対向車接近表示システム	見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。
・プログラム多段化（多段系統化）	対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ（多段系統化は、複数の信号機の制御パターンを同期させる）、交通の流れを円滑にする。
・半感応化	幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先して青にする。
・閑散時半感応化（押しボタン化）	幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。
・速度感応化	交差点に接近する車の速度を感知し、感知した車が安全に交差点を通過できるような信号制御を行う。
・右折感応化	右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。
・多現示化	右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。
・歩行者感応化	横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は横断青時間を短縮する。
・高齢者等感応化	高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。
・歩車分離化	歩行者と車両が交錯することを防ぐため、歩行者専用の青時間（方式の場合に設定する。方式はその他の制御方式によるものをいう。）などにより、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。
・視覚障害者付加装置	信号の表示内容を音響により視覚障害者に知らせるための装置を付加する。
・音響式歩行者誘導付加装置	視覚障害者等の歩行者に対してチャイムにより歩行者青信号の開始等を知らせるための装置を付加する。